

## 今月のフォーカス③

# 児童扶養手当制度 & 障害児(者)手当制度のお知らせ

### ■問合せ

健康福祉課福祉・高齢者グループ ☎74-3001

① 父母が婚姻を解消した子ども  
② 父か母が死亡した子ども  
③ 父か母が一定程度の障害の状態にある子ども  
④ 父か母の生死が明らかでない子ども  
⑤ その他（父か母が1年以上遺棄している子ども、父か母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで妊娠した子どもなど）

### ■手当月額

平成25年10月から支給額が次のとおり変更になります。

- ① 子ども1人目  
・全部支給：41,140円  
・一部支給：41,130円
- ② 子ども2人目は5,000円を追加
- ③ 子ども3人目以降は子どもが1人増えるごとに3,000円を追加

具体的な手当額は、所得に応じて決まります。

### ■申請に必要な添付書類

- ① 受給資格者及び該当する子どもの戸籍謄本及び世帯全員の住民票
- ② その年の1月1日現在、当町に居住されていない方は、前住所地の所得証明
- ③ 印鑑及び受給資格者名義の

ひ とり親家庭に対する自立を支援するため、児童扶養手当の支給を行っています。

◆児童扶養手当の支給要件  
次の①から⑤のいずれかに該当する子どもを、父か母またはその児童を養育している人が監視し、生計を同じくしている場合に支給されます。

### 預金通帳

④ その他 申請内容により添付書類が異なりますので、詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

## 障害児(者)手当制度

障がいのある方の経済的な援助として、各種手当の支給を行っています。手当の支給額が、平成25年10月から、次のとおり改正されますのでお知らせします。

### 1 障がい児を養育している方に支給される手当

(1) 特別児童扶養手当  
20歳未満の身体または知的に中程度以上の障がいをもつ児童を養育している父母などに支給されます。なお、児童が福祉施設に入所しているとき、受給者及びその家族に一定の所得があるときは支給されません。

■対象児童

- ① 身体障害者手帳1～3級程度及び4級（一部）に相当する程度の障がいをもつ児童。（障害の部位によって異なります）
- ② 療育手帳A判定及びB判定（一部）に相当する程度の知的障害をもつ児童。
- ③ 精神障害がい者保健福祉手帳1級及び2級（一部）に相当する程度の障害をもつ児童。

る程度の障害をもつ児童。

### ■手当月額

重度（1級） 50,050円  
中度（2級） 33,330円

### 2 障がい児(者)本人に支給される手当

(1) 障害児福祉手当  
重度の障害があるために、日常生活において、常に介護が必要な20歳未満の在宅の児童に支給されます。なお、児童が施設に入所しているとき、本人・扶養義務者に一定の所得があるときは支給されません。

■対象者

- ① 身体障害者手帳1～2級程度の障害が複数以上あり、常に特別の介護を必要とする方。（障害の部位によって異なります）
- ② 知的・精神・血液・内臓障害などで①と同程度の状態であり、常に特別の介護を必要とする方。

(2) 特別障害者手当  
著しい重度の障害があるため、日常生活において、常に特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方に支給されます。なお、

14,180円

3001)に問合せください。



## 認定請求の手続き

こ れらの手当の支給を受けるためには、役場窓口で認定請求の手続きを行うことが必要です。一方所得や施設入所などによる支給制限がありますので、詳しくは担当窓口（健康福祉課福祉・高齢者グループ ☎74-3001）に問合せください。